

結果の概要

1 精神保健福祉関係

(1) 精神障害者申請通報届出数、入院形態別患者数

平成15年度の一般・警察官等からの申請・通報等「申請通報届出数」は、11,776件、前年度から723件増加し、年々増加している。

また、「措置入院患者数」(表1, 注1)は2,418件、前年度から182件減少し、年々減少している。(表1, 図1)

一方、「医療保護入院届出数」(表1, 注2)は151,160件、前年度から5,773件増加し、年々増加傾向である。(表1, 図2)

表1 精神障害者申請通報届出数、入院形態別患者数の年次推移

	昭和62年	平成5年	7年	13年度	14年度	15年度	対前年度	
	(1987)	('93)	('95)	(2001)	('02)	('03)	増減数	増減率(%)
申請通報届出数 (各年(度))	5 480	5 642	5 929	10 097	11 053	11 776	723	6.5
措置入院患者数 (各年(度)未現在)	20 014	6 793	5 570	2 817	2 600	2 418	△ 182	△ 7.0
人口10万対	16.4	5.4	4.4	2.2	2.0	1.9	△ 0.1	△ 7.1
医療保護入院届出数 (各年(度))	...	81 911	82 881	140 450	145 387	151 160	5 773	4.0
人口10万対	...	65.6	66.0	110.3	114.1	118.4	4.4	3.8

昭和62年:名称を、「精神保健法」とするとともに、精神保健指定医制度等が規定され、5年ごとの見直し規定も附則に盛り込まれた。

平成5年:障害者基本法の中で精神障害者が障害者として位置づけられ、福祉政策の充実が求められる。

平成7年:名称を、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」とされた。

注:1)「措置入院」(法29条)は、2人以上の指定医が診察した結果、その者が精神障害者であり、かつ入院させなければその精神障害のために自身を傷つけまたは他人に害を及ぼすおそれ(自傷他害のおそれ)があることに一致した場合に、都道府県知事が国もしくは都道府県立の精神病院または指定病院に入院させる制度である。

2)「医療保護入院」(法33条)は、指定医の診察した結果、精神障害者であると診断され、入院の必要があると認められた者で保護者の同意がある場合に、精神病院の管理者が患者本人の同意がなくても精神病院に入院させることができる制度である。

図1 措置入院患者数の年次推移

各年(度)未現在

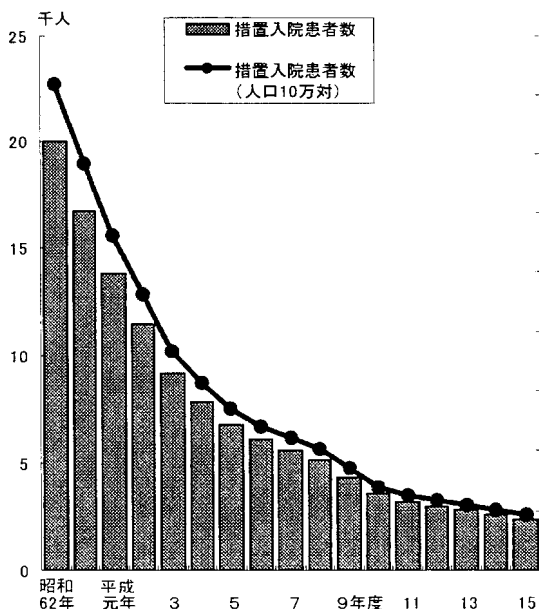
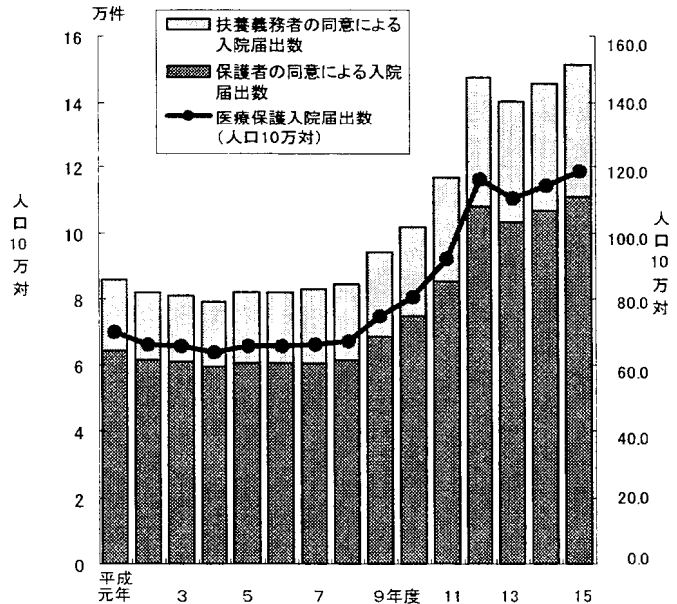


図2 医療保護入院届出数の年次推移

各年(度)



(2) 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数

平成 15 年度末現在、精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数は 356,410 人、前年度から 57,293 人、19.2%増加している。(表 2)

表 2 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数の年次推移

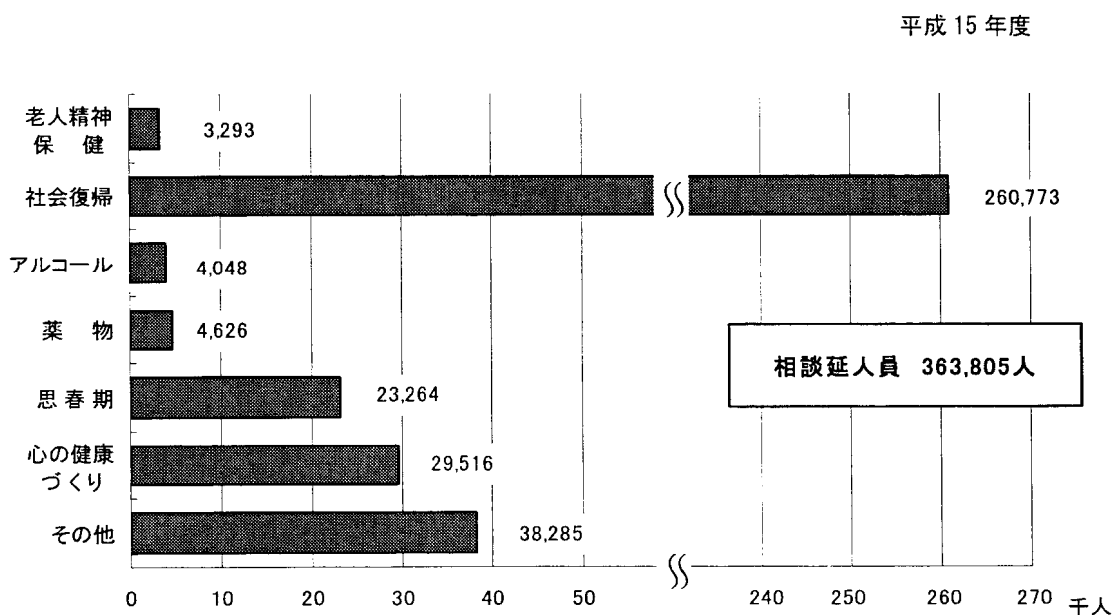
		各年(度)末現在				
		精神障害者保健福祉手帳 交付台帳登録数		1 級	2 級	3 級
		人口10万対				
平成 8 年	(1996)	59 888	47.6	17 150	31 746	10 992
平成 10 年度	(' 98)	142 951	113.0	40 450	76 860	25 641
13	(2001)	254 119	199.6	65 518	144 555	44 046
14	(' 02)	299 117	234.7	73 727	171 922	53 468
15	(' 03)	356 410	279.3	82 474	207 885	66 051
対前年度	増減数	57 293	44.6	8 747	35 963	12 583
	増減率(%)	19.2	19.0	11.9	20.9	23.5

注:「精神障害者保健福祉手帳」は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(平成7年7月1日施行)第45条に基づき、精神障害者が都道府県知事及び指定都市の市長に申請し、精神障害の状態にあると認められた時に交付される。

(3) 精神保健福祉センターにおける相談

精神保健福祉センターにおける相談の主な内容の延人員は 363,805 人、そのうち、「社会復帰」が最も多く 260,773 人(全体の 71.7%)、次いで「心の健康づくり」29,516 人となっている。(図 3)

図 3 精神保健福祉センターにおける主な相談内容別延人員



注:「精神保健福祉センター」とは、保健所を中心とする精神保健活動を技術面から指導・援助する機関であり、すべての都道府県・指定都市に設置している。

2 栄養関係

平成15年度末現在、「給食施設」82,620施設のうち、「特定給食施設」(表3、注1)は46,256施設、「その他の給食施設」(表3、注2)は36,364施設となっている。(表3、図4)

特定給食施設のうち、「指定施設」(図4、注)は、3,039施設(全体の3.7%)となっている。(図4)

「特定給食施設」を施設の種別構成割合でみると、「学校」が最も多く、「老人福祉・児童福祉・社会福祉・矯正施設」、「病院・介護老人保健施設」の順となっている。(図5)

表3 施設の種別別にみた給食施設数の年次推移

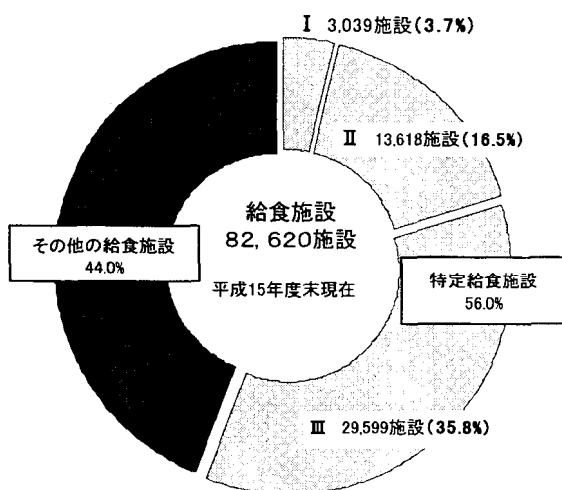
各年(度)末現在

	給食施設数	特定給食施設数	特定給食施設						その他の給食施設数	
			学校	病院・介護老人保健施設	老人福祉・児童福祉・社会福祉・矯正施設	事業所・寄宿舎	一般給食センター	その他		
平成元年 (1989)	71 050	40 132	16 645	5 734	8 080	8 055	…	1 618	30 918	
5 ('93)	71 558	41 600	17 248	6 120	7 853	9 266	578	535	29 958	
10年度 ('98)	78 942	43 243	16 926	7 068	9 593	8 600	509	547	35 699	
13 (2001)	89 025	45 922	17 084	7 732	11 855	8 131	557	563	43 103	
14 ('02)	82 950	45 661	16 710	7 724	12 418	7 803	515	491	37 289	
15 ('03)	82 620	46 256	16 966	8 048	12 806	7 508	490	438	36 364	
対前年度	増減数	△ 330	595	256	324	388	△ 295	△ 25	△ 53	△ 925
	増減率(%)	△ 0.4	1.3	1.5	4.2	3.1	△ 3.8	△ 4.9	△ 10.8	△ 2.5

- 注:1) 健康増進法の施行(平成15年5月)に伴い、「集団給食施設」を「特定給食施設」に用語変更した。「特定給食施設」とは、健康増進法第20条第1項に規定する、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。
- 2) 「その他の給食施設」とは、健康増進法第18条第1項第2号に規定する、特定かつ多数の者に対して継続的に供給する施設のうち、「特定給食施設」に該当しない施設をいう。
- 3) 「介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令」(平成11年11月)により、平成12年度報告より、「老人保健施設」を、「介護老人保健施設」に改めた。

図4 特定給食施設・その他の給食施設別施設数

図5 特定給食施設の施設の種別構成割合



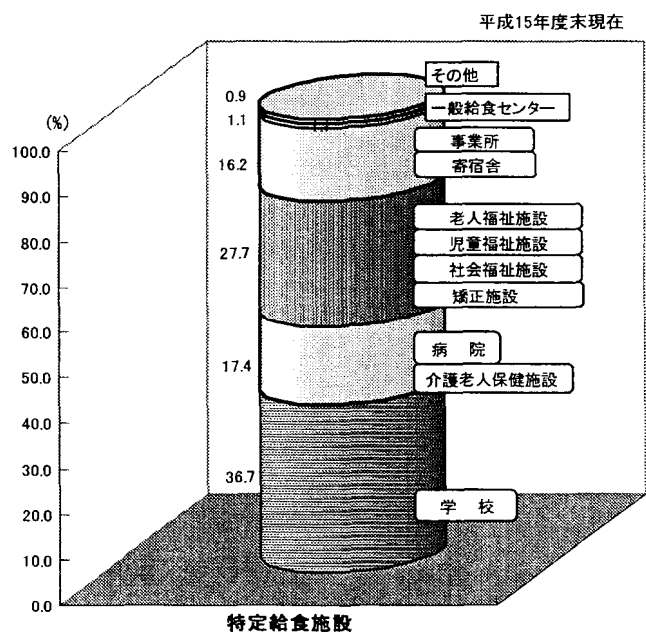
特定給食施設の3分類

I 指定施設

II I施設を除く、1回300食以上又は1日750食以上

III I、IIを除く、1回100食以上又は1日250食以上

注:「指定施設」とは、医学的な管理を必要とする者に食事を提供する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの、またそれ以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するものうち、都道府県知事が指定している施設をいう。



3 食品衛生関係

平成15年度末現在、「許可を要する食品関係営業施設」は、2,657,717施設で、前年度から19,844施設減少している。一方、「許可を要しない食品関係営業施設」は、1,504,388施設となっている。

「許可を要する食品関係営業施設」のうち、「飲食店営業(01)」が一番多く1,526,198施設(全体の57.4%)となっている。

また、「許可を要する食品関係営業施設」の人口10万対の率を指数(平成元年=100)で見ると、「菓子(パンを含む。)製造業(02)」、「喫茶店営業(04)」、「そうざい製造業(09)」は増加傾向、一方、「魚介類販売業(03)」、「食肉販売業(06)」、「豆腐製造業(07)」などが減少傾向である。(表4)

表4 主な食品関係営業施設数の年次推移

	各年(度)末現在							対前年度	
	平成元年 (1989)	5年 ('93)	10年度 ('98)	13年度 (2001)	14年度 ('02)	15年度 ('03)	増減数	増減率 (%)	
許可を要する食品関係営業施設	2 621 349	2 574 165	2 620 199	2 699 234	2 677 561	2 657 717	△ 19 844	△ 0.7	
飲食店営業 (01)	1 448 985	1 436 024	1 485 701	1 546 154	1 537 720	1 526 198	△ 11 522	△ 0.7	
(再掲) 一般食堂・レストラン等	784 188	761 368	791 511	830 310	827 377	819 022	△ 8 355	△ 1.0	
(再掲) 仕出し屋・弁当屋	73 591	76 566	82 584	84 411	84 514	83 842	△ 672	△ 0.8	
菓子(パンを含む。)製造業 (02)	96 162	94 719	104 400	109 904	111 780	114 556	2 776	2.5	
魚介類販売業 (03)	190 256	180 466	171 478	167 020	162 838	159 674	△ 3 164	△ 1.9	
喫茶店営業 (04)	205 195	223 885	245 868	267 671	271 536	275 202	3 666	1.4	
乳類販売業 (05)	352 758	328 764	314 431	313 720	304 720	296 997	△ 7 723	△ 2.5	
食肉販売業 (06)	198 595	185 162	171 734	165 101	159 919	155 791	△ 4 128	△ 2.6	
豆腐製造業 (07)	22 740	19 397	16 345	15 028	14 487	14 016	△ 471	△ 3.3	
めん類製造業 (08)	13 083	12 242	11 840	11 815	11 766	11 811	45	0.4	
そうざい製造業 (09)	22 670	23 652	24 982	26 631	26 986	27 715	729	2.7	
許可を要しない食品関係営業施設	1 654 586	1 656 019	1 606 172	1 556 115	1 504 248	1 504 388	140	0.0	
そうざい販売業 (10)	211 187	208 564	204 198	194 459	188 019	183 557	△ 4 462	△ 2.4	
菓子(パンを含む。)販売業 (11)	358 168	349 997	341 251	328 657	322 243	310 161	△ 12 082	△ 3.7	
人口10万対食品関係営業施設数							平成15年度 指数(平成元年=100)		
許可を要する食品関係営業施設	2 127.6	2 060.4	2 071.8	2 120.5	2 101.1	2 082.5	97.9		
飲食店営業 (01)	1 176.1	1 149.4	1 174.7	1 214.7	1 206.7	1 195.9	101.7		
(再掲) 一般食堂・レストラン等	636.5	609.4	625.8	652.3	649.3	641.8	100.8		
(再掲) 仕出し屋・弁当屋	59.7	61.3	65.3	66.3	66.3	65.7	110.0		
菓子(パンを含む。)製造業 (02)	78.1	75.8	82.5	86.3	87.7	89.8	115.0		
魚介類販売業 (03)	154.4	144.4	135.6	131.2	127.8	125.1	81.0		
喫茶店営業 (04)	166.5	179.2	194.4	210.3	213.1	215.6	129.5		
乳類販売業 (05)	286.3	263.1	248.6	246.5	239.1	232.7	81.3		
食肉販売業 (06)	161.2	148.2	135.8	129.7	125.5	122.1	75.7		
豆腐製造業 (07)	18.5	15.5	12.9	11.8	11.4	11.0	59.5		
めん類製造業 (08)	10.6	9.8	9.4	9.3	9.2	9.3	87.2		
そうざい製造業 (09)	18.4	18.9	19.8	20.9	21.2	21.7	118.0		
許可を要しない食品関係営業施設	1 343.0	1 325.5	1 270.0	1 222.5	1 180.4	1 178.8	87.8		
そうざい販売業 (10)	171.4	166.9	161.5	152.8	147.5	143.8	83.9		
菓子(パンを含む。)販売業 (11)	290.7	280.1	269.8	258.2	252.9	243.0	83.6		

注: 食品関係営業施設とは、「食品衛生法」に規定する施設であり、営業の許可を要する施設34種と、営業の許可を要しないが食品衛生法による監視又は指導の対象となる施設11種がある。ここでは主な施設を計上している。